

渋川市飲食店経営継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、群馬県による感染症対策営業時間短縮要請（令和3年5月8日から15日及び同年6月14日から20日まで実施。以下、「時短要請」という。）及びまん延防止等重点措置（令和3年5月16日から6月13日まで実施。以下、「まん延防止措置」という。）に基づき、感染防止対策を徹底し、酒類の提供及びカラオケ設備の利用を自粛した市内飲食店で、営業終了時間が午後8時以前であるために、県が交付する協力金の対象とならない飲食店に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の使途)

第2条 補助金の使途は、人件費、家賃、光熱水費、運転資金、仕入れに係る費用、新型コロナウイルス感染予防対策に係る費用その他の事業活動の維持又は継続に要する費用とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和3年5月8日時点において、時短要請及びまん延防止措置の要請を受けた市内店舗を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（以下、「事業者」という。）であること。

(2) 時短要請及びまん延防止措置に伴う協力金が支給されない事業者であること。

(3) 事業者は、原則として、法人にあっては法人税申告を、個人事業主にあっては所得税又は住民税に関して営業等の事業所得の申告をしているものであること。

(4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第1号に定める暴力団に関係する者でないこと。

(5) 市税を滞納していない者であること（新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されている者は除く。）。

(補助要件)

第4条 この要綱による補助金の交付要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 時短要請及びまん延防止措置の全期間において、県からの要請内容に協力していること。

(2) 通常の営業終了時間が、午後8時以前であること。

(補助金の額及び補助限度額)

第5条 この要綱により交付する補助金の額は、次のいずれかとする。

(1) 令和2年6月1日以前から開業している者の場合は、令和2年又は令和元年の5月及び6月の売上高の合計を61で除して小数点以下を切り捨てた金額を、1日当たりの平均売上高とし、その金額に0.2を乗じて小数点以下を切り捨てた後、群馬県による感染症対策営業時間短縮要請期間及びまん延防止等重点措置期間の合計日数である44を乗じて算出した金額を補助金額とする。

(2) 令和2年6月2日から令和3年4月1日までの間に開業をしたものの場合は、開業した日の翌月の売上高（1日に開業をした場合は、当該月を含む。）から令和3年4月までの売上高の総額を該当月数で除して小数点以下を切り捨てた金額を月平均売上高とし、さらに月平均売上高を30で除して小数点以下を切り捨てた金額を、1日当たりの平均売上高とし、その金額に0.2を乗じ小数点以下を切り捨てた後、群馬県による感染症対策営業時間短縮要請期間及びまん延防止等重点措置期間の合計日数である44を乗じて算出した金額を補助金額とする。

(3) 令和3年4月2日から同年5月7日までの間に開業をしたものの場合は、開業した日の翌日の売上高から令和3年5月7日までの売上高の総額を該当日数で除して小数点以下を切り捨てた金額を、1日当たりの平均売上額とし、その金額に0.2を乗じて小数点以下を切り捨てた後、群馬県による感染症対策営業時間短縮要請期間及びまん延防止等重点措置期間の合計日数である44日分を乗じて算出した金額を補助金額とする。

とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

3 1事業者当たりの補助金の限度額は、2,200千円とする。

4 この補助金の事業全体の補助限度額は、52,038千円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年6月21日から同年9月30日までに、次の各号に掲げる書類の全てを添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあつては、渋川市飲食店経営継続支援補助金交付申請書兼請求書(法人用)(様式第1号)に、直前の事業年度の法人税申告書の写し。ただし、開業間もない等の理由で申告を行っていない場合は、交付申請日以前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書その他の事業を行っていることが確認できる書類

(2) 個人事業主にあつては、渋川市飲食店経営継続支援補助金交付申請書兼請求書(個人事業主用)(様式第2号)に、令和2年分の所得税申告書の写し又は住民税申告書の写し。ただし、開業間もない等の理由で事業所得に係る申告を行っていない場合は、個人事業の開業届出書等の事業を行っていることが確認できる書類

(3) 令和2年又は令和元年の5月及び6月の売上高を証する書類の写し。ただし、令和2年6月2日以降に開業した事業者については、開業日から令和3年5月7日までの売上高を証する書類の写し

(4) 飲食店営業又は喫茶店営業の許可(要請期間中有効なもの)を取得していることがわかる書類の写し

(5) 群馬県の要請に基づく感染防止対策及び自粛を実施したことが確認できる書類で、次の各号に掲げる写真等

ア 店舗の外観全体(店舗名が確認できるもの)の写真

イ 店舗の内観(店内の様子がわかり、適切な感染防止対策が確認できるもの)の写真

ウ 要請期間の全期間で、酒類提供及びカラオケ設備の利用の自粛を実

施したことがわかる資料等（店頭ポスター又は張り紙の写真等、対外的に自粛の事実を周知していることが確認できるもの）

エ 要請期間以前からの営業日及び営業時間が確認できる資料

(6) 必ず申請者が自署した誓約書（様式第3号）

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び確定）

第7条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の確定額を記載した渋川市飲食店経営継続支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）を交付する。

（書類の整備）

第8条 申請者は、本補助金交付に関する書類等を整備し、補助金交付の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間は保管しなければならない。

2 申請者は、市長から前項に定める期間内に、前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。